

平成14年 第2回沼田町議会定例会 会議録 (2日目)

平成14年 6月21日 (金)

午後 1時10分 開 会

1. 出席議員

議長	4番	吉田好宏	議員	1番	久保寛	議員
	2番	野道夫	議員	3番	室田俊朗	議員
	5番	中村進	議員	6番	山田英次	議員
	7番	橋場守	議員	8番	大沼恒雄	議員
	9番	横山忠男	議員	10番	山木一男	議員
	11番	谷口清治	議員	12番	吉田俊一	議員
	13番	絵内勝己	議員	14番	杉本邦雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君			
教育委員会委員長	山本秀雄	君	農業委員会	小西義光	君
			会長	長	

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴	君	収入役	藤間武	君
総務課長	平木昭良	君	地域振興課長	松田剛	君
財政課長	辻山典哉	君	農業振興課長	矢野潔	君
住民生活課長	辻広治	君	健康福祉課長	中村幸雄	君
建設課長	野々宮宏	君	和風園園長	半田昭雄	君
旭寿園園長	野原耕次	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠田繁彦	君	次長	金平嘉則	君
-----	------	---	----	------	---

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金子幸保	君	議事係長	浅野信行	君
------	------	---	------	------	---

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）おはようございます。ただ今定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番野議員、12番吉田俊一議員を指名致します。

---

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

〔専決処分書を読み上げ、別冊、平成13年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を説明する〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番。

○1番（久保 寛議員）よろしいですか。1番。自動車学校の関係で、基金を積んで更に又、その中から基金の取り崩しがあったようでございます。この件につきましては、昨日の全員協議会で縷々説明頂いたようでありますが、私申し訳ありませんが欠席をしております、中身についてはあまり承知しておりませんが、いずれに致しましても1月でしたか、盗難事故がありまして、非常に自動車学校今年についてはいないなというふうに感じている訳であります。この後の日程の中で、昨日は、先ほどちょっと野議員に聞いたのですが、特にいわゆる責任問題と申しますか盗難に関する処分と申しますか、そういった事の説明がなかったように聞いているのですけども、その関係についてはどのようにお考えかお伺い致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）現状の状況についてはですね、今まだ捜査の続行中という事もありまして、本来ですと早期に処分という事もあるのでありますけども、他町

村の色々な例も準用致しまして、今回につきましては学校長につきまして嚴重注意をして今の所収めておりますので、それらが又明らかになりました時点では、それらについての又、処分についても検討しなければならないかなと思っておりますが、いずれにしましてもまだ、犯人の逮捕だとか色々な状況になっておりませんので、状況の推移をもうちょっと見なければならぬかなと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○1番（久保 寛議員）一再一 今、学校長のみで嚴重注意。これから処分ではないのですか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○町長（西田篤正町長）あの、正規の処分ではなくてですね、起きた事に対するもう少しきちとした対応といいますか、管理体制を組みなさいという指導も含めた注意というふうにご理解頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）昨日からの色々説明聞きまして、何か学校長に対する責任だけが問題になっているのですけども、私これ理事長、町長になっているので、学校長に色々まかしてあるとは言っても、適切な監視というか指導・監督とかという責任があるのではないかと思うのです。そういう意味では、町長どんなふう感じているのかしらないのですけども、私はやはり、もう12月の時点の頃に、議会にこういう状況になっていると私は、自動車学校はずっと続けていかなければならないと思うし、もっと前進してほしいと、儲けがあってほしいと思っておりますけれども、やはりそういう所をきちっとやってなかった事に対して町長の反省というか、監督に対する反省が聞こえてこないと思うのです。

そういう意味から、今後やはり、きちとした連携をとって間違いの無いような事をやって頂きたいなど。特にこの点では、町長の責任を感じてほしいという事を意見を述べまして賛成致します。

○議長（吉田好宏議長）はい。あっ町長。

○町長（西田篤正町長）昨日も私説明した時にもですね、自分としての責任といいますか、それは冒頭できちっと責任があるという事は申し述べておまして、これは町長という立場と、理事長という立場でですね。ですから、私がそういうふうには責任ありますよという事を全員協議会で申し上げているのに、それを感じていないという発言をされるという事は、私にとっては非常に不愉快な事で、それなりの責任を感じているから学校長だけを処分するなんて私言ってませんから、その辺

を間違わないようにして頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）ちょっと休憩します。

1 3 時 3 3 分 休憩

---

1 3 時 3 3 分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会します。そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第1号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認する事に決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(中村幸雄課長)承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

〔専決処分書を読み上げ、別冊、平成13年度沼田町介護保険特別会計補正予算（専決第1号）を説明する〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第2号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認する事に決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

〔専決処分書を読み上げ、別紙「改正のあらまし」で、町税条例の一部を改正する条例を説明する〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認する事に決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

〔専決処分書を読み上げ、別紙「改正のあらまし」で、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を説明する〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第4号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認する事に決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

〔専決処分書を読み上げ、別紙「改正のあらまし」で、平成14年度沼田町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）を説明する〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第5号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認する事に決しました。

---

### （名誉町民の決定）

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第48号。沼田町名誉町民の決定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第48号。沼田町名誉町民の決定について。本町の町政振興に寄与され顕著な功績がある下記の者に対し、沼田町名誉町民の称号を贈りたいから、沼田町名誉町民に関する条例第3条の規定によって議会の同意を求めるものであります。

この功績があったという点でありますけども、名誉町民といいますのは、名誉町民に関する条例の第2条のところに、本町に20年以上在住しと以下、それぞれの該当事項がありますが、これからご提案申し上げる方につきましては、その第2条の規定に合致するものとしてご提案を申し上げたいというふうに思いますので、議会の同意を宜しくお願い申し上げたいと思います。

住所は、沼田町南1条3丁目5番1号。氏名、吉住敏夫氏。生年月日、昭和7年3月25日生まれであります。略歴につきましては、別紙にそれぞれ記載されておりますのでご覧を頂きたいというふうに思いますが、申しあげました名誉町民に関する条例の第2条の名誉町民という事の該当事項を適用させて頂きまして、議会の同意を求めるものであります。どうぞ宜しくお願い申し上げたいと思います。

平成14年6月20日提出、沼田町長です。宜しくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第49号 平成14年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第49号、平成14年度沼田町一般会計補正予算について。平成14年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、平成14年度沼田町一般会計補正予算、第1号について説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番。

○9番（横山忠男議員）9番、横山です。幌新農村公園の浄化槽か何かの補修工事という事で、200万円という事になっておりますけども、これは建設して何年位たっているのか、或いは建設した業者が何処だったのか、だいたい役所で工事する金額は普通の一般的なものからみると、かなり高い金額で仕事をさせていると思うのですが、その原因というか、何故そんな亀裂が入ったのか、そんなに古くもないの

だろうと思うのですが、その辺の所十分に調査しているのかどうなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）只今の、浄化槽の調査の関係でございますが、現在まだ亀裂という段階での、推定までの調査はできましたけれども、今後予算化できましたら、もう少し掘削とかを伴った調査をしなければ原因が特定できないという事もございますので、今現在 200 万を計上させて頂いておりますが、程度が軽ければそれなりに金額は軽減されるかと考えております。

原因でございますけど、何らかの荷重が浄化槽に直接かかったような事と推定されますが、その原因につきましてはどういった荷重がどういう時期にかかって破損したかという事までは現在つかめていない状況です。

それで、予算化を頂きまして、調査しながら修繕という形になると思います。施工年次とか、大体の工事費につきましてはご存知のとおり、公園の整備の時期にあわせまして大体 4,500 万だったと思いますが浄化槽の設置ですね。それくらいかかっているかと思えます。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○9 番（横山忠男議員）一再一 今お聞きしたところ、補修じゃなくて調査する費用だという意味にとって良いのですか。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）調査の費用ではございません。一部、推定で補強工法もだいたい今、検討しているのですが発注してですね、その工法で良いかどうかはやりながら対応していくような形になるかと思えます。

原因がわかり次第、また報告させて頂きたいと思いますが、現在外形からの推定でございますので、ちょっとお時間を頂きたいかと考えております。

○議長（吉田好宏議長）他に、2 番。

○2 番（野 道夫議員）関連で、今の課長の説明があつたのですが、これ幌新の農村公園の浄化槽。これは補修工事費で補正予算上げましたね。これはやはり、調査だったら調査費で上げて、そしてそれから工事費ならば良いのですが、これ調査費はなんぼで工事費と書いておけば良いのだけれども、一発工事費というので横山議員からそのような質問があつたと思う。

これは、調査費があつたら調査費で組んで、そのあと工事費を書いておけば問題無かつたのだけれども、工事費で一発ぼんとやっているのと、上の委託料を減にして、ここで増にしているものだから、上を減らして下に来たのだなという感じもするし、同じ数字なものだから、そういった事はやはり私は工事費、調査費そして工事費が幾らという事をここに謳っておけばそういう問題がなかつたという感じがす



るのですがどうですか。

○議長（吉田好宏議長）ちょっと、休憩を致します。

14時20分 休憩

---

14時22分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。他にございませんか。14番。

○14番（杉本邦雄議員）14番、杉本です。緊急雇用の交付金であります。町長さんと議長さんがアメリカまで行かれると、マイケル・イー・スミス社長に会って来るとい事ですが、この事についてはしっかりやって頂きたいと思いますが、例えば、今まで聞いてる話でありますと、会社乗っ取りの、それくらいの会社だというふうに聞いておりますから、日本の外交の弱さという事から考えると非常に相手が大物すぎるのかなという感じも致しますが、この中でかなり無理難題な要件を出して来た場合はどのように考えているか。例えば、固定資産税減免を10年間続けるとか、あるいはアルミ箔が開いたのでそこへ、茅ヶ崎でしたか本社から持ってくるすると、移転費がかかると、それについては町で出してもらえるとか、色々な無理難題がたくさん出てきた時に町長としてはどんな対応されて、交渉してこようと思われるかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）休憩致します。

14時26分 休憩

---

14時27分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。他に質疑ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）補正第1号目で、地方交付税を3500万円も削ってしまったので、繰越金が入ったからそれと振り替えなのですが、本来なら当初予算決めて補正予算1号で、交付税を減らすというのはちょっと異常ではないかなと思うので、これは国のいじめを想定してやっているのか、それともやる仕事がないからここで減らしておくという事なのか、だいたい13年度の3700万円繰越があつて、今年もまた交付税が3500万円も入っていたら、そのままだと又繰越が増えるからという事でやっているのか、このあたりどういうふうに説明したらいいのですか。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）一般財源で収支の均衡を図らなければならないという事がありますので、現実問題として交付税これからどういうふうに決定されていくかという事は、まず不肖でございます。

予算のいわゆる手法といたしまして、交付税税源でいわゆる収支の調整を図っているという事でご理解を頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。他に。2番。

○2番（野道夫議員）2番。只今の、緊急雇用対策の交付金の関係で、ご質問とか色々あったのですが、私の方でこれに対する地場産業という事で、ちょっとご質問したいのですが、沼田町で地場産業というのは商店会入れますと、だいたい160位企業があるのかなという感じがするのですが、その中で最近特にチェックポイント撤退する、アルミ箔は6月5日に苫小牧に行かれた。それから、川辺コンクリートが、まず幌加内の工事そのものが大変で、沼田の方に4月に移ると言ったのが困難だろうという事も専務さんからお聞きし、また専務さんも川辺コンクリートさんを辞められたという事も聞いておりますので、その点私も沼田町の企業誘致をされた企業についても、やはり行政的な交流というものが私は今後、必要でないかなという感じがするのです。交流をすることによって、なにか事前に問題があれば町長さんの方とか、助役の担当課長の方で、色々和交流することによって、話の中でまた撤退とか移動する事が、中止し地場の産業でまた、そこで存続してくれるのではないかな。こういうような事も私も、考えているのですが、この点について行政側として、どのようなお考えをされているか。

今後やはり、今現在ある道北電子もありますし、色々な企業もあるし、それとまた沼田町の建設業協会。そしてまた商業関係もあるのですが、これらの地場産業をいかに存続していくためには、今後どうしたらいいのかこういった事をやはり今、現在あるものを真剣に取り組む姿勢というのは必要でないかなという感じがするので、この点どうでしょうか町長さんひとつお聞きしたいなと思うのですが。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）正式に質問されておりますので、お答えしておきたいと思いますが、川辺コンクリートにつきましては、つい最近私お会いしまして、おっしゃられた方も会社に復帰をしておりますし、今年の冬にですね沼田の方に幌加内からの移転をするというお話も聞いておりますので、これはちょっと間違いない情報というか、本人から直接私聞きましたので、そういう状況になっております。と言いますのは、幌加内で生産するよりも、沼田で生産した方が製品の供給するのに留萌ですとか北空知管内が中心だという事で、良いのだそうです。それで、新規の投資をすると5千万かかる。それで、幌加内の機械を移転すると1千万で終わるので、沼田に移転をして雪解け早々こちらの方で操業を始めるという話でございますから、これは間違いないと思いますので、そのような事でご理解頂きたいと思っております。

それから、町内の企業の交流というのはこれは、名前ちょっと私忘れましたが、既に出来ていまして道北電子の坂本会長さんが会長になりまして、町内に進出企業

も含めた事業交流の機会を作っています。たまたまちょっと、担当が変わったので若干動きが鈍っていますが、それらも年に2回か3回開く事になっていますので、その中で情報交換をしてまた、雇用の問題もありますのでそういうもの情報を流したいという考え方でおります。幸いにしまして、心配しておりました道北電子、沼田精機も非常に受注量が増えまして、順調に操業はされているという事でございますので、なお緊密な連絡をとりながら、出きる事の支援は町としてやっていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。他に。8番。

○8番（大沼恒雄議員）2点ほどあります。まず1点は、ほたるの街灯についてなのですが、これは毎回出ているのですが、かなり今回も錆びがきています。これはボロボロになるまでほっといて、又取りかえれば良いという判断なのか、それとも根本的にどういうふうに対処していくのかちょっと1点お尋ねします。

それから2点目には、新エネルギーの関係で、この雪の学校の減額になってますね、これは職員さんを身分としては町としては学芸委員さんで迎えるのですか、町職員として迎えるのですか、その中で今まで負担していた町の部分とこれから今後、町で抱えるとした部分のメリット、デメリットというものがあると思うのですけれども、その辺の整合性についてお尋ねします。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ほたる街灯については、本数についてはもし必要であれば課長の方からまた報告を頂きたいと思いますが、年次計画でそれぞれ予算を計画致しまして今年分についても、すでに発注しております。それで少しずつではありますけれども、改修をさせて頂くことで今努力をさせて頂いております。

それから雪の学校につきましては、おっしゃられるように北ガスからの派遣職員を4月から町が抱え込んだという事でありまして、これは沼田式雪山センター等をこれから進める上でも、町として必要な研究員というように捉えておりますけれども、人材だという事で、確保しております。職名は、学芸員ではなくて一般事務系の、職員の中の研究員という発令をさせて頂いておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。他に。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）なければ、質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第49号は、原案のとおり決することに、ご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第9、議案第50号 輝け雪の町宣言についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田篤正町長) 議案第50号 輝け雪の町宣言について。輝け雪の町宣言を別紙のとおり提出する。

平成14年6月20日提出。沼田町長でありますけども、議員の皆さんのところにすでにお配りしておりますが、私どもの町、平成8年のスノー・ライス・ファクトリーの完成を初めと致しまして、様々な雪に対する取り組みをさせて頂いたところではありますが、それらの成果の上にたって、今現在沼田式雪山センターを国・道に対して強力な要望活動を続けている所であります。見通しとしては先般も、吉田議長さんと上京の折り、それぞれ要請を行って参ったところではありますが、非常に状況としては先が明るいかなという感じで受け止めさせて頂いている所ではありますが、いずれに致しましても雪深い沼田でありますので、その雪を活かした特徴のある町づくりをしていかなければならない。そのためには宣言をし、町民の皆さんと共に決意を新たに、雪と共生する町づくりを目指していきたい。そんな思いで、輝け雪の町宣言をさせて戴きたいと思ひまして、議案の提出をさせて頂いた所であります。

《以下、「輝け雪の町宣言」を朗読》

この宣言によって、我が沼田町が更に21世紀、新しい飛躍に繋がることを心から願いながら、この輝け雪の町宣言についての議決を賜りたいと、心からお願いを申し上げまして提案理由にさせて戴きます。宜しく願ひします。

○議長(吉田好宏議長) はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番。

○7番(橋場 守議員) これ見解の相違で、仕方ないと言われるかもしれませんが、4行目の「今なお雪は冬の生活環境を阻害し、」と切った場合、その後に生活環境を阻害し、住民を困らせているとかこれに肯定した言葉が続くなら良いのですが、そうでないので私の考えですよ、今なお雪は冬の生活環境を阻害していますと、すなおに言って、それからこの雪を克服することが、と書いたほうが文章的には良い感じがしているのですけれどもどうなのでしょう。

○議長(吉田好宏議長) はい、町長。

○町長(西田篤正町長) 事前にお話も聞きまして、担当課とも十分論議をさせて、

一部の部分については修正をさせて戴いたところでありませぬけれども、この点については、それぞれ検討の結果これで問題は無いのではないかなという、私ども職員の側の見解でありましたのでこのような提案をさせて頂いている所であります。

○議長（吉田好宏議長）ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第51号 沼田町美しき環境づくり条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第51号 沼田町美しき環境づくり条例について。沼田町美しき環境づくり条例を別紙のとおり提出する。

平成14年6月20日提出。沼田町長でございます。次の頁、条例をご覧戴きたいと思ひます。

本条例の制定につきましては、一般行政報告の中でもふれられておりましたが、町内の空き缶だとかタバコの吸殻等の、ゴミの散乱を防止しながら沼田町のこの美しい自然環境や景観を維持するために、町又は町民等が協力し環境美化に努めることを目的としてこの条例を制定させて戴いております。

《以下、条文の内容を説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませぬか。7番。

○7番（橋場 守議員）町で毎年、缶拾いをやっているのですが、すぐ缶が道路に散らかってしまうという状況です。第7条で、何人も、道路、河川、公園その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に空き缶等及び吸殻等みだりに捨ててはならないという事なのですが、捨ててはならないと言っても捨ててしまうのですよね、その捨てた人にどういふふうにしたら良いのか検討がつかないのだけれど、例えばこれが施行されるのは来年の4月1日だけど、それ以前に沼田町はこういう条例を制定していますというよふな、周知徹底の看板や何か、きちっ

と設備をするという事は考えているのかどうか。

それからその後に、事業主は従業員に色々と教育しなければならない事になっているのですが、例えば原田工業が山で砕石やっているのです。あそこはやはり川の上流なので、あそこで運転手さんが大きなビニール袋に空き缶を入れてぼんと道端に投げていたりするのです。一番大事な所なのです。あそこで投げればみんな川下にきますから。そういうよそから来ている業者に対しても、きちんとやっつけていかなければならないなと思っています。原田工業の採石場については、是非注意を促した方が良いのではないかと私は思っていますので、お答え戴きたい。

○議長（吉田好宏議長） 住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長） 今ご質問のありました住民向けの周知の看板等、どういう場所に設置していいとか、そういうものを十分検討しながら考えております。まだ今回予算的な事につきましては、まあ計上されておりましたが、色々な金額的な事とか調査しておりませんので、そのためにも今回来年の4月からという期間をおかして頂きたいという事で、今回条例の施行月日を明年の4月にしたという事です。

○議長（吉田好宏議長） ほかにございせんか。8番。

○8番（大沼恒雄議員） この関係ですと、例えば空き缶だとかタバコの吸殻だとかに限っているような感じがするのですが、美しき環境条例という事になりますと、例えば人が見て汚く感じるものとかが多々出てくると思うのです。例えば道路の脇の吸殻に限らず、ゴミ袋のまま投げていったとかそういったものも出てくると思うのですが、これだと町内の人に対してだけ厳しくなってしまうような感じがします。町外から来た人が、今言うように何かやった時に、事業者だとかそういった人が注意しなさいと言うのだけれども、各団体の人や、例えば旅に来た人がタバコ吸っていて投げ捨てた。それをみんなで注意するような形になり得るのか、実際その辺の見解というのはどういうふうになるのですか。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 定義をご覧戴ければ分かるのですが、町民等というのは町内に居住し、又は、滞在し、若しくは通過する者をいう訳ですから、これは町内の町民だけではないという事で、それと全ての物を網羅すればいいのですけれども最低限こういう事は守ってもらいましょう。それから、担当課と詰める時に空き地、空き家の条例もありますので、その分をこれに入れようかという話もありましたけれども、なかなか整合性がとれないという場面がありまして、その辺で向こうはそのまま活かしていこうという事でやっていますが、将来的にはこの環境づくり条例をもっと充実をさせてやっていく必要がある。

これは何故、今の6月に提案したかといいますと、実は沼田式雪山センターとい

う事業を今、展開しようとする時に、やはり北竜地域の皆さん方、汚い雪を何故持つてくるのだという論議が非常に強く出るのです。ですから私どもは、その地区以外の皆さん方にも協力を頂いて、できるだけ綺麗な雪をその地区に運び込みますよという姿勢を見せる必要があるだろう。それと、今、沼田ルーラル21でやっております、花いっぱい運動もですね、花を飾っていて横に空き缶があったらこれはどうしようもない事ですから、そういう事にも繋がるようなものにしていきたい。そんな思いで、この辺ではちょっとめずらしい条例だったのですが提案をさせて戴きます。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○7番（橋場 守議員）私看板で言ったのは、他町から来る人達に見えるような物を作ると言う意味だからね。

○町長（西田篤正町長）はい。

○議長（吉田好宏議長）ほかに。12番。

○12番（吉田俊一議員）簡単な事ですけども、今町長が言われた空き家、空き地の問題に関連しますけどね、第6条に、土地の所有者等の責務とありますね、ここで色々書いてありまして、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとなると、予算がかかると思います。その予算等もみられて、空き地にそういう物を考えているのか、それは素案であって、必ずしも早急に厳密なものではなかろうと思いますけど、そこらへんどう考えておられるかちょっと。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）今、確認をさせて戴きたいのですが、今の質問は、そういう空き地等の管理者に対して、そういう適切な処置をするために助成とか、そういうものを考えているかという事ですか。空き地に関して。

ええと、実はですね、その辺の部分につきましては空き地、空き家条例等もありまして、適切に処理しなさいと言っておきながら、町ではそれに対して助成をするような措置になっているかという、今の所なっていないのです。そういった意味で、この部分のみやるとするならば、又、理事者の方ともよく相談した中で、予算を、ただ、ここの空き地のゴミを捨てられないようにする事だけ、という事であれば、これだけにすると又問題も出てくるのかと思います。総体的に考えていかないと、それじゃあ空き家を処理する時にもどうにかしてくださいという話にもなると思います。そういった意味で、総合的な部分については、もうちょっと理事者と詰めさせて頂けたらと思います。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番（吉田俊一議員）これは条例であることは分かりますけども、先ほどの町長の説明では、雪山センターに関連してこういうものも決めたという事になると、

中身がまだ完全なものでは無いのでなかろうかと思えますし、条例であるから～～を～～～せん～～～、条例も改正はできます。従って私言いたいのは、こういう場所が多々ある場合について、町は早急に何か講じなければ、個人が全部自費で物事をやらなくちゃならないのではなかろうかと思えますので、そこらへんですね、どうなるのかなと思ってお聞きした訳でございます。まあ答えも要りませんが、そういう事でよろしくお願ひします。

○議長（吉田好宏議長）はい、他に。山木議員。

○10番（山木一男議員）10番。中々これは文章だけで、町がきれいになるというのは難しいのかなと、私と吉田議長と、何年か前にヨーロッパの先進国に行ってみました。そういしますと、行政も回収容器ですね、色々分別される回収容器が町の角々にあるのです。そういうものがあって、始めて皆さん方もそこに入れようかという意識改革がなされるのではないかなと、これを見る限りでは事業者に対する細部だとか、或いは一般の町民に対してはこうしなさいという事は書いてあるのだけれども、じゃあ行政がそういう容器を何処そこに置いてどうだというものが無いとすれば、ちょっと中々難しいのかなという気がするのですが、その辺の考え方はどうなのですか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）私もヨーロッパの方に行かさせて頂いて感じたところではありますが、そういう国もありますけれども例えばシンガポールのように全く無い所もあるのですね。ようするにあそこはタバコを捨てる、そこで逮捕されるのだそうですけど、捨てる場所というのは一切無いという事で。そういうような事もありますので、山木議員がおっしゃることも理解出来ない訳ではありませんけども、この条例の適用が来年の4月1日からという事でございますので、それまで、来年の予算の中、今年は予備段階でやりますけども、どういうふうにするのが沼田の町にとって一番いいのか、まだまだその論議が足りない部分がありますので、今のご意見も参考にしながら論議を重ねて、具体的に来年の4月にどう受けてやるかという事をもう少し詰めていきたいというふうに思います。よろしくお願ひ致します。

○議長（吉田好宏議長）ほかにございせんか。はい、杉本議員。

○14番（杉本邦雄議員）14番、杉本です。ちょっと文書の事なんですけど、目的のところに「ほたるの里・雪輝く町」という事で書いてありますが、先に宣言致しました、輝け雪の町という事と、どうもこの裏返したもので、何か意図があってやられたのか何か、出来ればやはりせつかく宣言しているのですから、統一した文書というのが私は馴染むのかなと感じますが、どういうふうを考えておられますか。

○議長（吉田好宏議長）休憩します。

15時54分 休憩



---

15時57分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。町長。

○町長（西田篤正町長）それぞれ様々な考え方があろうかと思ひまして、ご意見をたしかにお聞かせ戴きました。今の、輝け雪の町というのもやはり整合性がちょっとないなというふうに言われますと、なるほどそうかなという感じもします。それで、それぞれの実施する段階でですね、又議会のご意向も十分聞きながら、この条例の修正をする所は修正しながらですね、来年の4月に向けてまた実施できるような体制を組みたいと思ひますので、如何なものでしょうか出来ましたら、条例は承認を戴きましてですね、後ほどそれぞれのご意向に従って、町としての考え方も交えながら、住民の皆さんに理解のして頂けるような条例の内容に、方向に持って行けたらなと思ひますが、宜しくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（吉田好宏議長）ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は、原案のとおり決することに、ご異議ありせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで暫時休憩を致します。

14時57分 休憩

---

15時42分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。日程第11、議案第52号 沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第52号 沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年6月20日提出。沼田町長名でございます。

改正条例の朗読は省略させていただきます。資料を用意してございますので、横書きになっております。資料をご覧いただきたいと思ひます。

《以下、平成14年度国民健康保険税率算出資料を説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第52号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第12、議案第53号 沼田町道路線の廃止についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第53号 沼田町道路線の廃止について。道路法第10号第1項の規定によって沼田町道路線を下記のとおり廃止する。整理番号145、路線名は旭町公園南支線、起点は旭町3丁目86-40、終点は同じく旭町3丁目33-3、路線延長は133.5m、幅員が4.0mです。

平成14年6月20日提出。沼田町長名でございます。

《以下、路線廃止説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第13、議案第54号 平成14年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（半田昭雄園長）議案第54号 平成14年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成13年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

《以下、別冊補正予算第1号内容説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第54号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第14、議案第55号 平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（野原耕次園長）議案第55号 平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

《以下、補正予算第1号内容説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番。

○8番（大沼恒雄議員）旭寿園と和風園と通しまして、前回平成12年度の決算特別委員会の報告にありました、臨時職員さんの処遇について今後どのように考えているのか、これ1点お尋ねいたします。

それから、特別委員会の報告につきまして、私どもこの報告につきましては、臨

時職員さんの働き方が正職員より働いているという意見を出した事は、私達は無いと思うのです。ただ、そういう形が聞こえてくるのですが、この辺の見解をこの報告書どおりにとって頂いているのか、それともそうでなくて、この中に何か意味があったようにとっているのか、その2点お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）ちょっと休憩を致します。

15時58分 休憩

---

16時01分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会します。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第15、議案第56号 平成14年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第56号 平成14年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成14年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

《以下、補正予算第1号内容説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第16、議案第57号 平成14年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(中村幸雄課長) 議案第57号 平成14年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成14年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

《以下、補正予算第1号内容説明》

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第17、議案第58号 平成14年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(辻 広治課長) 議案第58号 平成14年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成13年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

《以下、補正予算第1号内容説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第18、議案第59号 平成14年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第59号 平成14年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成14年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

《以下、補正予算第1号内容説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本町人権擁護委員津川信子氏が、平成14年8月31日に、同じく橋爪隆氏が平成14年9月30日に任期満了となり、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求める。お二人につきましても引き続き人権擁護委員としてご活躍を頂きたいという事で、推薦を申し上げたいというふうに思います。住所は沼田町字旭町31番地、氏名、津川信子氏、生年月日は昭和3年2月15日生まれであります。もうひとかたは、住所、沼田町字共成7番地、氏名は橋爪隆氏、生年月日、昭和9年12月5日生まれ。平成14年6月20日提出。沼田町長でございます。以下、推薦理由、略歴等につきましてはご覧のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮りします。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮りします。諮問第1号は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、同意することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第20、発議第1号 沼田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題と致します。

本案については、先の全員協議会で協議しご理解頂いたことと存じます。この際、説明、質疑、討論を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮り致します。発議第1号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第21、報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成13年度一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成14年6月20日提出、沼田町長名でございます。

《以下、別紙計算書等説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。日程第21、報告第1号を、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本報告は、報告のとおり受理することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長）次に日程第22、報告第2号 株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程第23、報告第3号 沼田町土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程第24、報告第4号 財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを、一括議題と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程22、23、24を一括して議題とすることに決しました。それでは、日程22、23、24を一括して議題と致します。

本件はそれぞれ報告事項で、内容の理解を頂いたものと存じます。よって、本件の説明、質疑、討論を省略致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。日程22、23、24を報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本報告3件は、報告のとおり受理することに決しました。暫時休憩いたします。

16時14分 休憩



(議事日程の追加について)

○議長(吉田好宏議長) 再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、議案第60号、外3件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第25議案第60号。農業委員の推薦について。日程第26、議案第61号。建設機械購入契約について。日程第27、請願第1号。食の安全・安心を確保する制度の充実・強化を求める事に関する請願について。日程第28、請願第2号。郵便局が従来どおり沼田町住民に貢献・サービスできる意見書提出に関する請願について。以上、日程に追加することに決しました。

---

(農業委員の推薦)

○議長(吉田好宏議長) 日程第25、議案第60号。農業委員の推薦についてを議題と致します。お諮り致します。本案については、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案の説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮り致します。議会推薦の農業委員は、3名とし、提案の方々を推薦致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は以上の方々を推薦することに決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第26、議案第61号 建設機械購入契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(野々宮 宏課長) 議案第61号 建設機械購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法96条第1項第8号の規定によって、議会の決議を求める。

《以下、契約内容を説明》

今回の建設機械につきましては、平成11年より計画的に進めております、除雪機械の更新でございまして、昨年度のロータリーに続きまして今年除雪トラックを更新するものであります。

以上ご説明申し上げました、宜しくご審議の程をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

（請願の審議）

○議長（吉田好宏議長）日程第27、請願第1号 食の安全・安心を確保する制度の充実・強化を求める事に関する請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第1号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます

---

○議長（吉田好宏議長）日程第28、請願第2号 郵便局が従来どおり沼田町住民に貢献・サービスできる意見書提出に関する請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第2号は、採択すべきものと決してお異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は採択すべきものと決しました。暫時休憩致します。

16時21分 休憩

---

16時22分 再会

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加について、お諮り致します。ただいま、採択された請願に伴う意見案等7件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第29、意見案第1号、食の安全・安心を確保する制度の充実・強化を求める意見書(案)。日程第30、意見案第2号 郵便局が従来どおり地域住人に貢献・サービスできる事を望む意見書(案)。日程第31、意見案第3号 森林・林業予算の拡充を求める意見書(案)。日程第32、意見案第4号 地域雇用対策の充実を求める意見書(案)。日程第33、意見案第5号 北海道教育大学岩見沢校の存置に係る意見書(案)。日程第34、意見案第6号 防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書(案)。日程第35、閉会中の所管事務調査の申し出について。以上、日程に追加する事に決しました。

(意見案の一括審議)

○議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題についてお諮りします。この際、意見案第1号から意見案第6号を一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）一括議題にするのはいいのですけれども、各号についてそれぞれ意見のある者は、述べられるような措置をとった上で一括しようとして下

さい。

○議長（吉田好宏議長）休憩を致します。

16時25分 休憩

16時26分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会をします。一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第1号から意見案第6号は一括して議題とすることに決しました。

日程第29、意見案第1号、食の安全・安心を確保する制度の充実・強化を求める意見書（案）から、日程第34、意見案第6号 防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書（案）までを、一括して議題といたします。

提案者より説明を求めるところであります。この際、説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。意見案第1号から意見案第6号は一括して採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

○7番（橋場 守議員）はい、異議あり。

○議長（吉田好宏議長）それでは、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）7番。意見案第6号についてであります。最近国民に秘密の内に、情報公開の法案に則って、情報公開を請求した人達の個人リストを秘密裏に作成していた。それが表面に現れると、それはあたかも担当していた個人個人がやっていたという事で、国会で白を切ってそれが与党からの圧力によって、実は40頁以上の報告書が作成されていたのだけれど、そんなものは発表する事はないと、いらないという自民党その他与党の方からの圧力によって、たった4頁くらいの報告書に縮められてしまった。真相が解明されないままに過ぎ去ろうとした時に、実はそうではなかったということがばれて、色々と処分も出た訳です。私は、憲法に違反された事が、今でさえやられているのに、有事法制が今決められようとしているし、更に、庁を省に昇格すると、なお更自衛隊のやる事が国民から覆われてしまうような、本当に危険な状況が今進められています。そういう意味で、私は21世紀は平和の政治にするという意味から、省ではなくて庁も解消するべきだという

ふうに考えていますので、この意見書案の提出には賛成を致しません。反対致しません。

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

（所管事務調査）

○議長（吉田好宏議長）日程第35、閉会中の所管事務調査申出書を議題と致します。お諮りします。本件は、産建民教常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

---

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成14年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時30分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員